

第19号

社団法人 秋田被害者支援センターだより



発行日 平成25年3月1日
 発行者 社団法人秋田被害者支援センター
 理事長 内藤 徹
 住 所 〒010-0922
 秋田市旭北栄町1番5号
 秋田県社会福祉会館本館4階
 TEL 018-893-5935 FAX 018-893-5938
 URL <http://www.av.s.or.jp>

あいさつ



秋田県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室長
古屋 義和

皆様には、日頃から犯罪被害に遭われた方々に対する支援活動に御尽力いただくとともに、警察業務の各般にわたり御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、刑法犯認知件数、交通事故の発生件数は、年々減少しておりますが、本県においても、殺人・死体遺棄事件など社会に大きな不安を与える凶悪犯罪が発生するとともに、交通事故により未だ多くの方が命を奪われ、又は負傷するなど、被害者の方々に対する支援の必要性は依然として高いものがあります。

不幸にして犯罪被害に遭われた方々は、犯罪そのものによる直接的な被害だけではなく、経済的負担や周囲の配慮に欠ける対応などにより二次的被害に苦しめられています。

県民の誰もが安心して暮らせる社会を実現するためには、犯罪の予防にとどまらず、被害者の方々に寄り添い、親身な対応と途切れのない支援が重要です。

本県では、「犯罪被害者等基本法」の制定を受け、平成18年に全国に先駆け「秋田県犯罪被害者等支援基本計画」を策定し、平成23年には、新たに「第二次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」を施行し、各種施策を総合的かつ計画的に推進しております。

また、県においては「秋田県犯罪被害者等支援条例」を本年4月に施行する予定であり、市町村、関係機関等との連携を強化し、多様化する要望に的確に対応するとともに、被害者の方々を支える地域社会の形成を促進することとしております。

県警察としましては、被害者の方々に最も身近な機関として、本県における犯罪被害者支援の中核を担うとともに、秋田被害者支援センターをはじめとする関係機関と連携を図りながら各種施策を積極的に推進し、被害者の方々の期待に応えて参りたいと考えております。

結びに、秋田被害者支援センターが被害者の方々の心の支えとなり続けるとともに、貴センターの益々の御発展と会員の皆様の御健勝を祈念申し上げます。

秋田県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

社団法人秋田被害者支援センター

一人で悩まないで、
 まずはお電話をおかけ下さい。

相 談 電 話

☎0120-62-8010
 (フリーダイヤル)
 ☎018-893-5937

月曜日～金曜日
 午前10:00～午後4:00
 (祝日、年末年始を除く)

平成24年度 犯罪被害者週間 (11月25日(日)～12月1日(土))

「県民のつどい」を開催 平成24年11月25日(日)・秋田市文化会館



秋田県が主催し、秋田被害者支援センターが秋田県警察とともに共催した「県民のつどい」が、11月25日、秋田市文化会館で開かれました。

当センターは、会場前ホールに交通死亡事故遺族の方々のメッセージパネルを展示し、事故の悲惨さと事故防止を呼びかけました。

犯罪の被害を受けた方々への子どもたちの思いとして「第1回命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール」警察庁長官賞受賞作品の朗読、犯罪被害者等遺族に宛てた手紙の朗読に続いて「性犯罪被害にあうということ」の著者で、東京都の小林美佳さんが講演を行いました。

小林さんは講演の中で「犯罪は一瞬だが被害はその後も続く、本を出版したところ、同じように性被害を受けた5千人以上の方から連絡があった。そのうちの8割を越える方が周りの人に言うことができず、自分の中に被害を閉じこめている現状を知ってほしい。もし、被害をうち明けてくれた場合、近くにいたたった一人でもいいので、しっかりと向き合い信頼関係を築いてもらえればうれしい。私は“理解される社会”であることが大切であると思う。」と語り、周囲からの理解を得られずに孤立してしまう性犯罪被害者等の現状への理解と心情に寄り添った支援の必要性を訴えられました。

小林さんは講演の中で「犯罪は一瞬だが被害はその後も続く、本を出版したところ、同じように性被害を受けた5千人以上の方から連絡があった。そのうちの8割を越える方が周りの人に言うことができず、自分の中に被害を閉じこめている現状を知ってほしい。もし、被害をうち明けてくれた場合、近くにいたたった一人でもいいので、しっかりと向き合い信頼関係を築いてもらえればうれしい。私は“理解される社会”であることが大切であると思う。」と語り、周囲からの理解を得られずに孤立してしまう性犯罪被害者等の現状への理解と心情に寄り添った支援の必要性を訴えられました。



県民のつどいで朗読された作文の紹介

「第1回命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール」警察庁長官賞受賞

私にできること

秋田市立城東中学校2年 工藤真子

「娘は何も悪くないのに…！」

芳子さんの悲痛な叫びが体育館に響き渡りました。

これは命の大切さ学習教室の講演中に何度も訴えかけていた言葉です。

今から10年前、信号通りに横断歩道を渡っていたのに、彼女の娘さんは、わき見運転をしていたトラックドライバーによって、その命を絶たれました。

悪いのは一方的に相手方なのに、加害者は殺意があって殺したのではなく、ただの交通事故だから、と自分の罪を軽く考えていたと知ったとき、残された遺族の思いはいかほどだったのでしょうか。

もしも自分の家族が同じ目に遭ったら本当に耐えられなくて、いっそ殺してやりたいと考えるかもしれません。

身内の死に関わったことがない私でもそうなのだから、遺族の方が心からの謝罪と償いの気持ちを持ってほしいと思うのはあたりまえです。

一体、自分には何ができるのだろうかと考え、帰宅後、このもやもやした思いについて家族に話しました。

すると、父が、「俺は、交通事故で運ばれてきた患者さんをたくさん診たよ。」と言いました。私は驚きました。

私は人の死とは全く関係ない暮らしをしていると思っていたのに、こんな身近に関わりのある人がいたなんて気付きませんでした。

医師である父は、交通事故で搬送されてくる患者さんをたくさん診たそうです。

必死の治療により一命をとりとめる人もいれば、そうでなく生涯を終える人もいます。そんなときは、交通事故さえなければ、この患者さんは命を落とすことはなかったのに…と思うと言っていました。

また、事故の被害者の方には心が傷ついている人が多いということも聞きました。

それは、芳子さんの娘さんのように、自分は悪くないのに事故にあった、という人が多いからなのではないかと思いました。

交通事故は被害者や遺族の方々だけではなく、医師も、事故に関わったすべての人々の心に、深い傷や癒えることのない痛み、そして悲しみが残っているのだと気付きました。

そこで私自身、何ができるのだろうか。何をしたらよいのだろうかと考えました。

まず、交通ルールを守って生活すること。

そして、私は父のような医師になって、交通事故で運ばれた人を一人でも多く治してあげたいとも思いました。

しかし、一番大切なのは、私達の命はかけがえのないもので、失ってはならないものだということ。個人が自覚し、その上で交通事故のない安全な社会をつくり上げることだと思います。

そのためには、今回の講演で学んだ命の大切さ、命の重さ、尊さについて一人一人が深く考え、事故を起こさないという強い意思を持つことが重要になってくると思います。

犯罪被害者支援功労者表彰を受賞

(社)秋田被害者支援センターの犯罪被害相談員である佐々木桂子さんが、9月28日に東京都千代田区で開催された「全国犯罪被害者支援フォーラム2012」の席上、犯罪被害者支援の全国組織である、全国被害者支援ネットワーク(理事長 平井紀夫氏)から犯罪被害者支援功労者として栄誉章を授与されました。

この犯罪被害者支援功労者表彰は、“全国ネットワーク”が本年度から始めたもので、特別栄誉章に3氏、栄誉章に4氏の全国からあわせて7氏が選ばれ表彰されました。

受賞した佐々木桂子さんは、平成13年の秋田被害者支援センターの設立当初から、犯罪被害者の支援活動に尽力し、これまで秋田県警察本部長と秋田被害者支援センター理事長の連名による表彰も受けています。

受賞者の声

この度はこのような栄誉ある賞をいただきまして、身にあまる光栄と感謝申し上げます。

この賞は、センター設立当初から関わりました先輩や現在活動しております後輩の皆さんでいただいたものと受け止めております。

被害者支援に関わりまして12年、ここまでの道のりには感慨深いものがあります。

これからも、被害者支援の意義と必要性を見失うことのないように活動に励みたいと思います。今後ともご指導の程を宜しくお願い申し上げます。

佐々木 桂子



自助グループの紹介

●(社)秋田被害者支援センターで支援をしている自助グループは交通死亡事故被害者(遺族)の方々を対象としています。

当センターでは、同じような被害にあわれた方々が集う交流の場の提供や活動の支援を行っています。

●24年度は、10回開催しました。ほとんどが秋田市ですが、角館、大館、能代で移動自助グループを開催しました。能代では3名の方が参加され、「被害者でなければわからない」「被害者でなければできない」という思いが語られました。

広報啓発活動



H25.1.25 (社) 秋田県バス協会主催
乗務員研修での講話

秋の全国交通安全運動 ～交通安全ふれあい広場で事故防止を訴える～



秋の全国交通安全運動初日の9月21日、秋田駅前の「アゴラ広場」で開催された「交通安全 ふれあい広場」に支援活動員15名が参加し、交通死亡事故遺族の方々のメッセージパネルを展示して事故防止を訴えるとともに当センターの活動内容等を紹介するリーフレット、広報誌等を配布して被害者支援への理解を求める活動を行いました。

犯罪被害者支援の日に向けて



10月3日の「犯罪被害者支援の日」に向けて9月30日学生ボランティアの方の協力を得て遊学舎まつり会場でキャンペーンを行いました。

町民祭、県種苗交換会でキャンペーン



10月27、28日に三種町町民祭で、また、10月31日から11月6日まで能代市において開催された第135回秋田県種苗交換会でキャンペーンを行いました。

「世界道路交通犠牲者の日」～交通死亡事故ゼロの風、吹かせたい～



国連が2005年に毎年11月の第3日曜日を「世界道路交通犠牲者の日」に制定した主旨をうけ、11月18日(日)JR秋田駅の東西口を結ぶ通路の通称「ぼほろーど」で、秋田県警察等と連携してキャンペーンを実施しました。

このキャンペーンは、交通事故の犠牲者を悼むとともにドライバーや地域住民の交通安全意識の高揚を図り、事故防止につなげることを目的に実施したもので、キャンペーン実施会場には、遺族のメッセージパネルや「黄色い風車」を展示し、「世界道路交通犠牲者の日」の周知と安全運転を呼びかけました。



また、県警では、この日に合わせて過去5年間に県内で発生した交通死亡事故現場約350カ所に「黄色い風車」を設置しました。

関係機関訪問

市町村との連携強化促進のため、各市町村を訪問しました。

各市町村にご協力お願いしております“募金箱”の回収と御挨拶は以下のとおり実施しました。6月21日(木)、22日(金)両日にわたり 上小阿仁村、北秋田市、小坂町、鹿角市、藤里町、三種町、能代市、八峰町、男鹿市を訪問しました。7月30日(月)は 井川町、五城目町、八郎潟町、大潟村、潟上市を訪問しました。11月14日(水)、15日(木)は にかほ市、由利本荘市、羽後町、湯沢市、東成瀬村、横手市、美郷町、大仙市、仙北市を訪問しました。

各市町村の皆様から寄せられた温かい御厚志有難くいただきました。

紙面を借りてご報告と御礼を申し上げます。ありがとうございました。

ご寄付ありがとうございます

賛助会員の皆様、ご寄付をいただいた皆様ありがとうございます。

(社) 秋田被害者支援センターは、賛助会員の会費、多くの方々からの寄付金で支えられています。皆様には、心より感謝いたします。今後とも皆様のご支援、ご協力を賜ります様お願い申し上げます。

研修報告 (平成24年度)

- ◆支援員定例研修会 (秋田市 ジョイナス)
毎月第4水曜日
- ◆支援員特別研修会 (秋田県社会福祉会館)
6月16日
「東日本大震災での支援活動から」と題して
みやぎ大場事務局長講演
35名参加
- ◆北海道・東北ブロック別研修会 (盛岡)
6月25日～26日 5名参加
- ◆ブロック別総合的対応窓口担当者研修会開催
(秋田県内)
8月24日 能代市 9月7日 秋田市
9月12日 横手市
- ◆全国犯罪被害者支援フォーラム2012
秋期全国研修会 (東京)
9月28日～30日 4名参加
- ◆自助グループ継続研修会 (東京)
11月5日～6日 2名参加
- ◆北海道・東北ブロック別研修会 (盛岡)
11月19日～20日 3名参加 講師依頼2名
- ◆コーディネーター研修会 (東京)
前期 平成25年1月28日～29日 1名参加

研修のひろば

ブロック別総合的対応窓口担当者研修会

当センター主催で県北地区は能代警察署で8月24日(水)、県中央地区は秋田中央警察署9月7日(金)、県南地区は9月12日(月)横手市の県立近代美術館研修室で研修会を開催しました。市町村窓口担当者や警察署員等を対象としてよりきめ細かい研修をしました。



二次的被害防止について

犯罪の被害に遭われた方は、犯罪による直接的な被害だけでなく、被害後生じる様々な問題に苦しめられています。

このような問題は「二次的被害」と呼ばれ、例えば、

- 事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調
- 医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮
- 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- 周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道等によるストレス、不快感等があります。

被害者の方が抱えるこのような問題について、周囲の人々の理解がとても大切です。

支援活動員になって

*平成23年10月から24年10月まで2名の方が第9期生養成講座を受け24年11月支援活動員として任命された。

被害者支援センター9期生養成講座を終えて研修会を終えて、今まで被害者の気持ち、そして新聞しか分かり得ない事、この世の中では計り知れない事実があるという事を感じました。でも、今自分で何ができるか苦しんだ時期もありましたが、私はまだ一歩踏み入れたばかりです。これから勉強して、そして少しでも支援活動ができるなら続けて行きたいと思えます。傾聴という精神を忘れないで。最後に研修の為に大切な時間を下さいました全ての皆様に感謝をいたします。
K.K

電話相談に臨んで

電話相談対応にあたっては、相談者の意向を十分傾聴するように努力をしております。初めての電話のベルが鳴ったときは緊張感を覚え身の引き締まる思いでした。気持ちに余裕や冷静さを持って対応することの大切さを知ることが出来ました。また、電話相談の基本である相談者の心情に配慮しながら受容、共感、傾聴に留意して今後の相談活動に臨みたいと思えます。

H.S

犯罪被害者支援のパートナーになってください ～寄付金付自動販売機の設置にご協力をお願いします～



(社)秋田被害者支援センターでは、売上金の一部が犯罪被害者支援に活用される清涼飲料水の寄付金付自動販売機を設置して下さる方々を募集しています。ご協力をお願いいたします。

ご連絡は

〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館・本館4F

社団法人 秋田被害者支援センター

TEL 018-893-5935 FAX 018-893-5938

(社)秋田被害者支援センターの活動を支える賛助会員募集!!

私たちの活動は、皆様の賛助会費で支えられています。支援員は、ボランティアです。会員の方には、センター日より、講演会、フォーラム等のご案内を差し上げます。

(社)秋田被害者支援センターの活動の趣旨にご賛同いただき、ご支援いただくものです。

◆個人：1口 1,000円 ◆法人又は団体：1口 5,000円

※一口以上、何口でもお願い致します。

(各口座共通) 社団法人秋田被害者支援センター

秋田銀行 本店 普通 No.476400

北都銀行 本店 普通 No.0953069

郵便振替口座 No.02220-6-80225

社団法人秋田被害者支援センターの活動内容

犯罪や交通事故等の被害にあわれた方々の「支援組織」として設立された民間団体です。

当センターは、支援員や弁護士、医師、心理学者、臨床心理士等の専門家によって支えられています。

安心して相談できる場所

電話相談 (フリーダイヤル)
0120-62-8010

警察をはじめとする関係機関・団体等と連携を密にし、被害者等の立場に立った支援活動を行います。



面接相談

相談員により随時行っております。

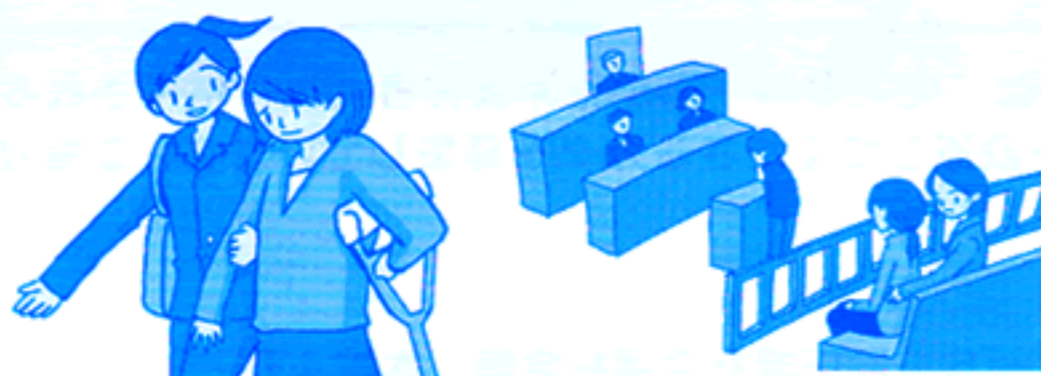
必要に応じて専門家(弁護士、臨床心理士等)が対応いたします。

(要予約)



付き添いなどの直接的支援

希望に応じて、直接支援員による病院、法廷への付き添いなど、直接的な支援を行います。



特別支援

性犯罪及びストーカー行為、傷害等の被害者に対する治療費及び転居費用等の補助を行います。

犯罪被害者等給付金申請補助

犯罪被害者等給付金申請の補助をします。

自助グループへの支援

交通死亡事故被害者の会(自助グループ)の被害者同士が集う交流の場の提供や、活動の支援を行います。

広報・啓発活動

被害者の置かれた現状と支援の必要性を社会に周知するための広報・啓発活動を行います。

支援員の育成

相談員・被害者支援ボランティアの養成を目的として基礎研修、実地研修を継続的に行い、支援技術の向上を図っています。

編集後記

「冬来りなば春遠からじ」とは言え、秋田市内でも平年積雪量の2倍を超える積雪に見舞われ、毎日雪かき雪下ろし三昧。足腰ガタガタ。筆者にとっては恨みの雪です。こうして平成25年は大雪でスタートしました。

年初に當り、皆様のご多幸を祈念すると共に、犯罪被害発生件数がより少なくなることを願いつつ、「たより19号」をお届けいたします。(A. S)